

# 高齢者等の暮らしに関する サービスのご案内

新城市役所 健康福祉部高齢者支援課 発行  
お問い合わせ ☎23-7688

(令和8年4月発行)

## 【生活支援】①

### ◆介護

事業名	対象	内容	申込先
介護保険サービス	介護認定審査会で必要と認定された方	介護保険で入浴、排泄、食事等の日常生活の介助や介護サービスが受けられます。サービス利用には調査後認定が必要です。	高齢者支援課 (☎23-7688)

## 【住まい】

### ◆安心

事業名	対象	内容	申込先
家具転倒防止 用具支給	災害時要援護等 ※対象条件あり	下見後、連結ベルトや固定金具で家具（食器棚やタンス等）の転倒を防止します。無料（3台まで）	防災対策課 (☎23-7660)
緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者 寝たきりの高齢者を介 護する高齢者世帯の方	ボタンを押すと、市契約業者へ通報する装置を貸し出します。また、月に1度、電話で体調を確認します。無料。	高齢者ふれあい相 談センター (☎生活支援の相 談欄参照) 高齢者支援課 (☎23-7688)
救急医療情報 キット	高齢者、健康に不安の ある方	専用の筒型容器に救急医療情報用紙（緊急連絡先や病名等記載）、医療保険証コピー等を入れ、冷蔵庫内に保管し体調急変時や災害時等に使用します。無料。	高齢者支援課 (☎23-7688)
高齢者世話付住宅(シル バーハウジング)生活援助 員派遣	シルバーハウジング (県営弁天住宅内)に 居住する高齢者	生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急対応等のサービスが受けられます。費用:所得に応じて。	高齢者支援課 (☎23-7688)
友愛訪問	ひとり暮らし高齢者や 高齢者世帯	ボランティア団体等が毎月訪問し、安否確認、日常生活の相談を行います。無料。	高齢者支援課 (☎23-7688)
ひとり暮らし高齢者安否確 認	80歳以上でひとり暮 らしの方等	安否確認のため乳酸飲料を2本、週1回配達します。無料。	社会福祉協議会 (☎23-6510)
新城市高齢者見守りネット ワーク (おかえり結ネット) どこシル伝言板	認知症で帰宅困難の心 配のある方とその家族	協力機関や協力者の方々が、日常的な見守りと行方不明になった際に、電子メール等で情報を配信し、可能な限り協力して頂きます。 ネットワークに登録し希望される方は、QRコード付きのシールを配布します。持ち物等に貼り、行方不明時にQRコードを読み取ることで早期発見につながる事ができます。また、個人賠償責任保険に加入することができます。無料。	高齢者支援課 (☎23-7688)

事業名	対象	内容	申込先
地域型訪問サービス (訪問B)	事業対象者 要支援1の方 要支援2の方	シルバー人材センター会員が居宅を訪問し、生活援助(清掃・ゴミ出し・洗濯・買い物・薬の受け取り等)を行います。 費用:1回あたり150円/300円/450円(所得により異なります)	地域包括 支援センター (☎23-6810)
短期集中訪問サービス (訪問C)		保健師・栄養士が6ヵ月間訪問に同じ、生活における運動・栄養・受診の仕方等アドバイスします。 費用:無料	

◆交流

事業名	対象	内容	問合せ先
ミニデイサービス	高齢者	閉じこもり予防のために公民館で健康体操、ゲーム、手遊び等を通し交流を図ります。	高齢者支援課 (☎23-7688)
地域型通所サービス	高齢者	地域の高齢者が気軽に通い、介護予防を図ります。 (現在、鳳来地区1団体が活動中です)	地域包括 支援センター (☎23-6810)
健康づくりリーダー派遣	市内在住の65歳以上 で5人以上のグループ	1年以上の活動を条件に健康づくりリーダーを半年間派遣し、体操等を行います。費用:前半年は市が負担、後半年はグループ負担。	高齢者支援課 (☎23-7688)
介護予防教室 「木曜塾」	高齢者	毎週木曜日に、新城文化会館で介護予防体操や脳トレ、レクリエーションを実施します。1回あたり費用200円	
健康講話	高齢者	健康寿命の延伸、フレイル予防、介護予防、在宅医療の話、認知症予防、健康体操等出向いて講座を実施します。	
認知症家族の交流会	認知症の方を介護する 家族	月に一度、新城市文化会館で認知症の方を介護している家族や介護経験者が気軽に悩みや不安を語り合い、情報交換や交流を行います。 費用:1回あたり100円	地域包括 支援センター (☎23-6810)
介護まるしえ & 交流会	介護をしている/していた家族の方やこのつどいに興味のある方	交流や情報交換を通じ、介護者等のリフレッシュを図ります。 費用:無料	

◆権利擁護

事業名	対象	内容	申込先
権利擁護支援センター	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方	対象者の方の権利や財産を守るため成年後見制度等を的確に利用できるように支援します。	社会福祉協議会 (☎24-9811)
日常生活自立支援事業	認知症、知的・精神障害等で、自分で判断することに不安がある方	①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス ※利用料がかかります。	社会福祉協議会 (☎24-9811)

## ◆家

事業名	対象	内容	申込先
市営住宅	住宅に困窮する低額所得者	新城地区 ○上市場西（3階36戸） ○上市場東（3階・4階66戸） ○東原（4階・5階70戸） 鳳来地区 ○長篠（3階24戸） ○大野（3階18戸） ○芳ヶ入（4階24戸）エレベーター有 作手地区 ○和田（平屋3戸） ○開成（平屋5戸）	都市計画課 (☎23-7640) 鳳来支所地域課 (☎22-9934) 作手支所地域課 (☎25-7877)
新城市作手高齢者生活福祉センター居住提供	おおむね60歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯等で日常生活が自立している方	独立した生活が不安な時に、虹の郷居住部門で最長6か月間、暮らせます。 費用：所得に応じて+食事代+光熱費等	虹の郷 (☎38-1481) 高齢者支援課 (☎23-7688)

## 【交通】

## ◆外出

事業名	対象	内容	申込先
車両貸出	社会福祉協議会会員（5人以上）	地域交流や買い物など地域支援のためにマイクロバス、またはワゴン車を運転手付きで貸し出します。 ガソリン代等実費分の負担が必要	社会福祉協議会 (☎23-6510)

## ◆送迎

事業名	対象	内容	申込先
高齢者タクシー料金助成	80歳以上でひとり暮らしや70歳以上のみの高齢者世帯の80歳以上の方等	1回のタクシー乗車毎にチケット1枚（700円）、年間利用24回を限度とします。ただし、世帯のどなたかが自家用車と運転免許証の両方を所有している場合は対象外です。	高齢者支援課 (☎23-7688)

## 【生活支援】②

## ◆家事

事業名	対象	内容	申込先
家事支援	—	掃除、買い物、調理、食器洗い、見守り、話し相手、ゴミの分別・袋詰め、可燃ゴミ出し(地区集積場)をします。 費用：シルバー規約（要問合せ）	シルバー人材センター (☎23-5666)

## ◆暮らし

事業名	対象	内容	申込先
暮らしサービス	—	簡単な修繕(大工・左官)、障子襖アミ戸張り替え、植木剪定、草刈り、草取り、除草剤散布、電球交換、家具の移動、区のお役代りをします。 費用：シルバー規約（要問合せ）	シルバー人材センター (☎23-5666)
配食サービス	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等でサービス該当と判断される方	栄養改善が必要な65歳以上高齢者を対象に、週1回～4回お弁当を配達します。担当者が、健康状態や食生活を確認しサービスの利用を判断します。 費用：1食あたり324円～351円の自己負担が発生します。※R8.4現在	高齢者ふれあい相談センター (☎生活支援の相談欄参照) 高齢者支援課 (☎23-7688)
あんきにしんしろサポート事業	65歳以上で子や孫がいない方（ほかにも要件あり）	①葬儀、納骨、死亡後の債務の支払い等 ②賃貸住宅に係る残存家財処分等	社会福祉協議会 (☎24-9811)
難聴高齢者補聴器購入費補助	市内在住の65歳以上高齢者の方で両耳の聴力レベルが25dB以上で障害者手帳の交付対象とならない方。 身体障害者福祉法第15条に指定する指定医師の診断を受けた方。 市民税非課税世帯の方	補助額は補助対象経費の2分の1を乗じた額とし、当該額が30,000円を超えるときは30,000円を上限として、1人1回限りの補助となります。 (注意事項) ・補助対象は補聴器本体で新品に限るものとします。受診費用やメンテナンス等、本体以外にかかる費用はすべて対象外です。(集音器は対象外です。) ・片耳、両耳問わずに上限は30,000円 ・補助金交付申請前に購入されたものは補助対象外です。	高齢者支援課 (☎23-7688)

◆相談

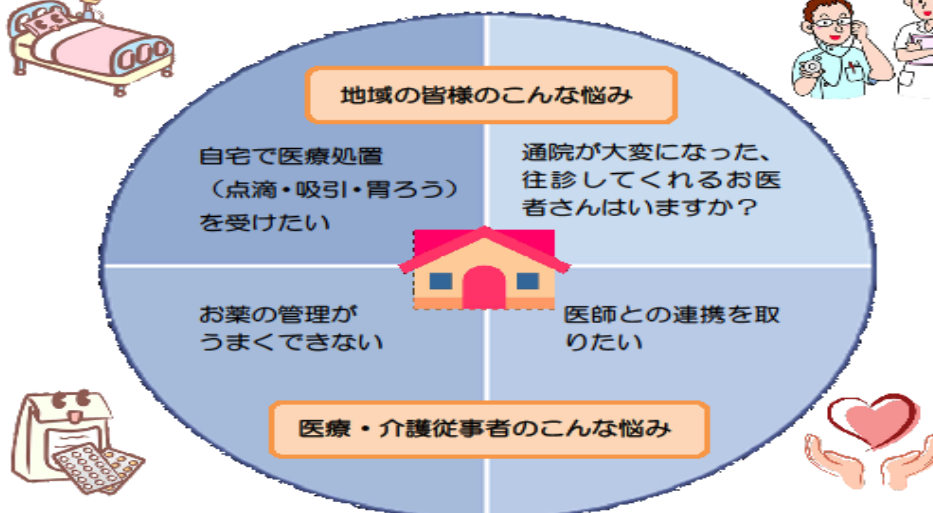
事業名	対象	内容	申込先
地域包括支援センター	高齢者	高齢者の生活全般について相談できます。	地域包括支援センター (☎23-6810)
高齢者ふれあい相談センター	新城中学校区 在宅生活高齢者	高齢者の在宅生活を支えるための相談及び関係者との調整、福祉サービスの代行申請をします。	しんしろ福祉会館 (☎23-5618)
	千郷中学校区 在宅生活高齢者		西部福祉会館 (☎24-0505)
	東郷中学校区 在宅生活高齢者		麗楽荘 (☎22-4000)
	八名中学校区 在宅生活高齢者		寿楽荘 (☎26-0401)
	鳳来中学校区 在宅生活高齢者		くるみ荘 (☎35-1082)
	作手中学校区 在宅生活高齢者		虹の郷 (☎38-1481)
高齢者虐待相談	高齢者	高齢者への暴言や暴力、金銭搾取、介護放棄等の虐待（疑い）に対し、各関係機関と連携し対応します。	地域包括支援センター (☎23-6810) 高齢者支援課 (☎23-7688)

※高齢者・・・65歳以上の方



## 在宅医療相談窓口

地域住民の方々が住み慣れた地域で安心して在宅医療が受けられるよう、本人やその家族また、医療・介護従事者などからの在宅医療に関する相談窓口を開いております。



「住み慣れた住まいで療養したい」と願う患者さんとそのご家族の皆さんの在宅医療に関する疑問にお応えします。不安やお悩みについて、お気軽にご相談ください。

### 新城市健康福祉部高齢者支援課

- \* 相談受付日時：月～金曜日 9：00～17：00
- \* 電話：0536-23-7688 FAX：0536-23-7699
- \* E-mail：korei@city.shinshiro.lg.jp